

穂積北中学校いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「穂積北中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、法に基づき制定した「瑞穂市いじめ防止基本方針」（以下「方針」という。）を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響を与える行為」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させたりすることを意味する。「行為」には「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

生徒指導

(2) 基本認識

いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止に尽力しなければならない。

(3) 学校としての構え

学校の教育活動全体を通じて、次のような考えに基づき、いじめ防止等に当たる。

- ①生徒の心身の安全・安心を最優先に考え、危機感をもって、未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ②全ての教職員が一致協力した組織的な指導體制により対応する。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底できるように努める。
- ④「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない学校・学級づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする 教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ⑤いじめが解消されたらと即断することなく、継続して十分注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者との連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 等）

- ・すべての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった・できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実させる。
- ・互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や充実感が感じられるよう、学級活動、学年・学校行事を仕組む。

【絆づくり（県の方針）】 【自己有用感や充実感（市の方針）】

- ・「学級・学校に居場所がある」ということを感じられるような心の成長を支える指導を充実させる。 【居場所づくり（県の方針）】
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に取り組むよう指導する。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性をはぐくみ、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、宿泊研修や講話、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実させる。
- ・教育活動全体を通じて、命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実させる。
- ・相手の人権を尊重する人権教育を充実させ、生命尊重の精神や思いやりの心を養うために、人権教育月間を位置付ける。
- ・マナーズ・スピリット・ジュニア（MS J）による非行防止・規範意識啓発活動等を実施する。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、次の3点を留意した指導を充実させる。
 - ①生徒に自己存在感を与える
 - ②共感的な人間関係を育成する
 - ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導について、教職員及び保護者の間で共通理解を図るように努める。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた情報交流会等、自治的な活動を充実させる。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応のために、日常的な生徒との対話、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し対応に生かす。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等の全教職員が、生徒の些細なサインを見逃さないきめ細かい情報交換に努め、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員等と協力して、生徒や保護者が相談できる体制を整備する。
- ・いじめの未然防止に関わる実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、計画・実行・評価・改善の指導改善サイクルに生かす。

(2) 教育相談の充実

- ・問題解決的な教育相談とともに、全生徒を対象とする開発的教育相談及び発生しそうな生徒に働きかける予防的教育相談をあらゆる機会をとらえて行い、教育相談の充実に努める。
- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするために、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努める。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、一人一人の教職員が早期発見・早期対応及び未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させる。

- ・いじめ事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・学校は、生徒のよいところを積極的に伝えとともに、相談ごとは直接面談しながら共に考えることを大切にする。
- ・保護者等からの相談を真摯に受け止め、共に考え合い、よりよい解決を目指すよう努める。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、その日のうちにすみやかに事実の有無の確認を行う。いじめの事実が確認された場合は「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題解決のために、問題を学校だけで抱え込むことなく、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等との連携を大切にする。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して問題解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置 (必置)

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

穂積北中学校いじめ未然防止・対策委員会

構成員：校長，教頭，（主幹教諭），教務主任，生徒指導主事，学年主任，（必要に応じて教育相談コーディネーター，教育相談主任，担任，スクールカウンセラー等）

穂積北中学校いじめ未然防止・対策拡大委員会

構成員：校長，教頭，（主幹教諭），生徒指導主事，教育相談コーディネーター，教育相談主任，学校評議委員会（民生委員，自治会長，学識経験者，PTA会長・副会長），スクールカウンセラー，学校医等

開催時期：年3回（開催予定：5月下旬，10月中旬，2月下旬）定期開催とする。

※結果を「瑞穂市いじめ問題対策連携協議会」に報告する。

※重大事案になりうる場合は、校長が随時召集し事態の収拾・解決にあたる。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

| 月 | 取 組 内 容 | 備 考 |
|----|---|--|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・入学式、始業式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の説明 ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） | 「方針」の確認 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会で「方針」説明 ・第1回「穂積北中学校いじめ未然防止・対策拡大委員会」の実施（「方針」説明） ・いじめアンケート調査の実施① | |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・いじめ未然防止を含めた全校集会 | |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施① ・SOSの出し方講話 ・生徒向け情報モラル研修① ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） | 未然防止・早期発見・早期対応についての評価 第1回県いじめ調査 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・人権研修会） | 夏季休業中の指導 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回「穂積北中学校いじめ未然防止・対策拡大委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） | |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査の実施② ・教育相談の実施 | |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・心のアンケートの実施② | |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（学級・生徒会のいじめ防止対策の発表） ・生徒向け情報モラル研修② ・第2回「教職員の取組評価（自己評価）アンケート」（次年度に向けて） ・「穂積北中学校いじめ防止対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） | 「穂積北中人権宣言」の確認および取組の発表 冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・いじめアンケート調査の実施③ ・教育相談の実施 | |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会の取組のまとめ ・第3回「穂積北中学校いじめ未然防止・対策拡大委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案） | |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより等による次年度の取組等の説明（学校評価の結果について） ・心のアンケートの実施③ | 第3回県いじめ調査（国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ |

・「穂積北中学校いじめ未然防止・対策委員会」は4月当初から随時実施

・「教職員の取組評価（自己評価）」等を通して、取組（未然防止、早期発見、早期対応）を点検・見直

しを行い、次年度に生かす。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実認識や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。
- ・いじめに係る情報を抱え込み、いじめ未然防止・対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

【対応の重点】

- ・「いじめ」の訴えがあった場合は、丁寧に事実確認を行う。各職員は、情報を適切に記録する。
- ・いじめを把握したら、「いじめ防止対策委員会」で組織的に情報を共有する。
- ・いじめの事実を教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡をする。
- ・いじめた生徒に対して、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示していじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒や保護者の気持ちを考えさせて、謝罪するように指導する。
- ・いじめを受けた生徒に対して、徹底して守り通すことを伝え、安心して生活できるように寄り添い、生徒を支える体制をつくる。
- ・必要に応じていじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

[大まかな対応順序]

- ①いじめの正確な実態把握(いじめの当事者双方から個別に事実を聞き取る。保護者と連携していじめの背景も聞き取る)
- ②管理職等への報告と指導体制と方針の決定(「いじめ防止対策委員会」で協議し全職員で方針の共通理解をする)
- ③いじめを受けた側の生徒のケア(いじめられた生徒の心配や不安を共感的に聞き取り、取り除く)
- ④いじめた側の生徒への指導(いじめられた生徒の心の苦しみを考えさせ、謝罪の気持ちを持たせる。)
- ⑤保護者への報告と今後の指導についての連携(いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む)
- ⑥関係機関との連携(教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携)
- ⑦経過の見守りと継続的な支援(継続的に指導を行い、保護者との連携を図る)

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。調査を行った場合は、調査結果について教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し事実関係その他必要な情報を適切に提供す

る。

○生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) いじめの解消のとらえと対処

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、**少なくとも3か月を目安**とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、瑞穂市教育委員会又はいじめ未然防止・対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

①いじめの早期発見の取組に関すること

②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

平成26年4月1日 策定
平成30年4月1日 改訂
平成31年4月1日 一部改正
令和4年4月1日 一部改正